

大和町中小企業振興資金融資要綱

(趣旨)

第1条 大和町中小企業者に対する融資斡旋については、大和町中小企業振興資金融資規則（昭和39年大和町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱により行うものとする。

(融資の対象)

第2条 融資を受けようとする者は、規則第2条に規定するもので、かつ、次の各号に掲げる条件を具備しなければならない。

- (1) 町内に事業所又は店舗を有し、1年以上事業を営んでいること、かつ、主たる事業活動が町内で行われていること。
- (2) 法人にあっては町内に本店の登記をし、個人にあっては住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、大和町に住民登録してから1年以上が経過していること。
- (3) 前年度までの町税を完納し、かつ、債務の全部を弁済できると認められること。
- (4) 事業内容が堅実で社会的に信用があると認められること。
- (5) 保証協会の代位弁済又は金融機関の取引停止を受けていないこと。

(融資の条件)

第3条 融資斡旋の条件は次のとおりとする。

- (1) 融資の用途は、運転資金又は設備資金とする。
- (2) 貸付限度額は、一企業あたり1,000万円以内とする。
- (3) 貸付期間
 - ア 運転資金 7ケ年以内
 - イ 設備資金 10ケ年以内
 - ウ 前2号を併用する場合 7ケ年以内
- (4) 貸付利率は、取扱金融機関幹事銀行と協議して定めた率とし、一般貸付金より低利率とする。
- (5) 返済方法は一括又は分割払いとする。ただし、1年以内の据置期間を設けることができる。

(融資の申し込み)

第4条 融資を受けようとする者は、融資斡旋申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添え、くろかわ商工会を経由し町長に申出なければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 信用保証委託申込書（委託申込書・信用保証依頼書・信用保証委託契約書）
- (3) 申込人（企業）概要
- (4) 申込人及び連帯保証人の印鑑証明書。ただし、法人にあっては法人の登記事項証明書及び印鑑証明書
- (5) 見積書の写し（設備資金の場合）
- (6) 法人、申込者及び保証人の納税証明書
- (7) 確定申告書の写し又は収支決算書の写し

(8) その他参考となる資料

(連帯保証人)

第5条 第4条の規定による融資斡旋申込書の連帯保証人は次のとおりとする。

(1) 融資を受ける中小企業者が法人の場合は、原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とする。

(2) 融資を受ける中小企業者が個人の場合は、原則として連帯保証人を不要とする。

(融資の決定)

第6条 町長は、第4条の規定による融資斡旋申込書を受理したときはこれを審査し、信用保証の可否につき保証協会と協議して決定する。

2 保証協会は、信用保証の可否を申込者に通知するとともに、信用保証をした者の書類に信用保証書を付し、取扱金融機関に送付するものとする。

3 前項の規定による書類の送付を受け取った取扱金融機関は、その申込者に対し所定の方法により速やかに融資を行うとともに、融資実行報告書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

(保証料の補給)

第7条 保証料の補給は、融資斡旋額について、借入実行日から返済の日までの期間につき、保証協会所定の保証料率以内において保証協会が定める額とする。

2 保証料の補給を受けようとするものは、保証料補給金交付申請書(様式第4号)を、町長に提出しなければならない。

(調査)

第8条 町長は、融資斡旋による事業について必要があると認めたときは、随時これを調査し、かつ、その資料の提出を求めることができる。

(条件変更)

第9条 融資が実行された者でやむを得ない事情により条件変更を必要とする者は、中小企業振興資金融資斡旋条件変更申込書(様式第5号)をくろかわ商工会を經由し町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する条件変更申込書を受理したときは、これを審査し、条件変更の可否につき保証協会と中小企業振興資金融資斡旋信用保証条件変更協議書(様式第6号)により協議し、決定するものとする。

(融資の状況報告)

第10条 町長は、保証協会に対し、取扱金融機関からの融資状況に基づく融資保証状況の報告を求めることができる。

(その他融資条件)

第11条 その他の融資条件については、第3条に規定するもののほか、融資の申込者と取扱金融機関にかかる契約により定めたものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町、保証協会、取扱金融機関が協議して別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成10年12月15日から施行する。

附 則

この訓令は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成12年3月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年11月10日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年6月10日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

大和町中小企業振興資金融資斡旋申込書

年 月 日

大和町長 殿

業種
申 込 人 住所
氏名

業種
連帯保証人 住所
氏名

大和町中小企業振興資金融資要綱により次のとおり融資斡旋を受けたいので別紙関係書類を添えて申込みいたします。

記

斡 旋 希 望 額			
資 金 の 使 途	運転資金	設備資金	運転・設備併用
償 還 方 法	据置希望 ケ月	償還計画	一括 ・ 分割
借 入 期 間			
借 入 金 融 機 関			

斡旋を必要とする理由，使途及び効果（大要）

所要資金総額	斡旋希望額	自己調達額	自己調達方法

- 添付書類
- 1 誓約書（様式第2号）
 - 2 信用保証委託申込書，信用保証依頼書，信用保証委託契約書，申込人(企業)概要
 - 3 申込人及び連帯保証人の印鑑証明書（法人の場合は法人の登記事項証明書及び印鑑証明書）
 - 4 見積書の写し（設備資金の場合）
 - 5 法人，申込人及び連帯保証人の納税証明書
 - 6 確定申告書の写し又は収支決算書の写し
 - 7 その他参考となる資料（住民票の写し，所得証明書，固定資産証明書）

資金の使途明細書

仕入先	品名	数量	単価	金額

返済計画書（詳細に）

上記のとおり相違ありません。

住所

氏名

誓 約 書

私どもは、大和町中小企業振興資金融資制度の適用を受けるにあたり、同規則及び要綱の趣旨を尊重し融資資金返済にあたっては誠実に義務を履行することを誓います。

年 月 日

大和町長 殿

住所
申 込 人
氏名

住所
連帯保証人
氏名

住所
連帯保証人
氏名

融資実行報告書

年 月 日

大和町長 殿

(指定金融機関名)

年 月 日 No 号により融資依頼のあったことについて下記のとおり実行したので報告します。

記

融 資 名	
借 受 人 (申 込 人)	住 所 氏 名
融 資 額	
融 資 実 行 日	

保証料補給金交付申請書

年 月 日

大和町長 殿

申請者 住 所
氏 名

大和町中小企業振興資金要綱により申請いたします。

記

借入先金融機関	借入元金	借 入 日 返 済 日	日 数	保証料金額

大和町中小企業振興資金融資制度による 保証料補給金受領証

借入先金融機関	借入元金	借 入 日 返 済 日	日 数	保証料 金 額	取扱金融 機関 印

上記のとおり受領しました。

年 月 日

大和町長 殿

住 所
氏 名

本書金員受領は宮城県信用
保証協会に委任します。



- <註> 1 本書は決定者に、町長より交付する。
2 取扱金融期間で貸付実行の際、本書に借入人の署名を得て融資実行報告書に添付、保証協会に回付すること。
3 協会は要綱により融資斡旋保証状況報告書に本証を添付、大和町に回付すること。

大和町中小企業振興資金融資斡旋条件変更申込書

年 月 日

大和町長 殿

業種
申 込 人 住所
氏名

業種
連帯保証人 住所
氏名

年 月 日付けNo. で申込みの件について、下記のとおり条件変更したいので、別紙関係書類を添えて申請します。

記

	変 更 前	変 更 後
償 還 方 法		
借 入 期 間		
連 帯 保 証 人		
そ の 他		

変 更 理 由	
取 扱 金 融 機 関	

大和町中小企業振興資金融資斡旋信用保証条件変更協議書

第 号
年 月 日

宮城県信用保証協会会長 殿

大和町長

年 月 日付けで条件変更申込みのあった件について、下記のとおり協議します。

記

申 込 者	氏名	業種
	住所	

	変 更 前	変 更 後
償 還 方 法		
借 入 期 間		
連 帯 保 証 人		
そ の 他		

取 扱 金 融 機 関	
-------------	--

上記のとおり条件で保証付融資斡旋の条件変更を

承認します。

承認いたしかねます。